

群馬大学大学院理工学府教員会議規程

平成26年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学理工学部及び大学院理工学府運営規程第7条第2項の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府教員会議（以下「教員会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教員会議は、理工学府の主担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(協議事項)

第3条 教員会議は、次の各号に掲げる事項を必要に応じて協議する。

- (1) 評議員の推薦に関すること。
- (2) 特に重要な将来構想計画に関すること。
- (3) 学生活動及び学生生活に関すること。
- (4) その他教授会の審議事項以外の必要なこと。

(議 長 等)

第4条 教員会議に議長及び副議長を置き、議長は理工学府長、副議長は評議員とする。

2 教員会議は、理工学府長が必要に応じて招集する。

3 前項の規定にかかわらず構成員の3分の1以上が要求するときは臨時に招集することができる。

(会議の成立)

第5条 教員会議は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

第6条 教員会議の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、他の教職員を出席させることができる。ただし、議決の数には加えない。

(事 務)

第8条 教員会議の事務は、庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。